

第5次豊山町高齢者福祉計画
第4次介護保険事業計画
(概要版)

平成21年3月
豊山町

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして創設され、高齢期を支える制度として広く定着してきました。

一方で、サービス利用の伸びによる費用の増大やひとり暮らし高齢者・認知症高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう介護予防や地域ケア体制の充実が課題です。こうしたことから、今後、高齢者が地域で安心して暮らし続けるまちづくりの実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため、「第5次豊山町高齢者福祉計画・第4次介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第117条に基づく、介護保険事業計画と老人福祉法第20条の8に基づく高齢者福祉計画を豊山町総合計画、豊山町地域福祉計画、とよやま健康づくり21計画などとの整合性を図り、一体的にまとめたものです。

3 基本理念

町民が互いに支え合いながら、安心して生活できる「地域共生型福祉社会」の自立支援と尊厳の保持を基本とし、高齢者が住み慣れた地域の中で、心身ともに健康で、生きがいを持ち、安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

こうした点を踏まえて「助け合い支え合うあたたかなまち ～思いやり笑顔があふれる明るいまち～」を基本理念とします。

4 基本目標

基本理念の達成に向け、4つの基本目標を掲げます。

- (1) 地域ケア体制の推進
- (2) 高齢者の生活支援の充実
- (3) 健康づくりと介護予防の推進
- (4) 介護サービス基盤整備の充実

5 計画の策定体制

計画策定に住民の声を反映させるため、学識経験者や保健・医療・福祉関

係者、住民代表等で構成される「豊山町高齢者保健福祉審議会」で計画の審議、検討を行うとともに、アンケート調査、団体ヒアリングを行いました。

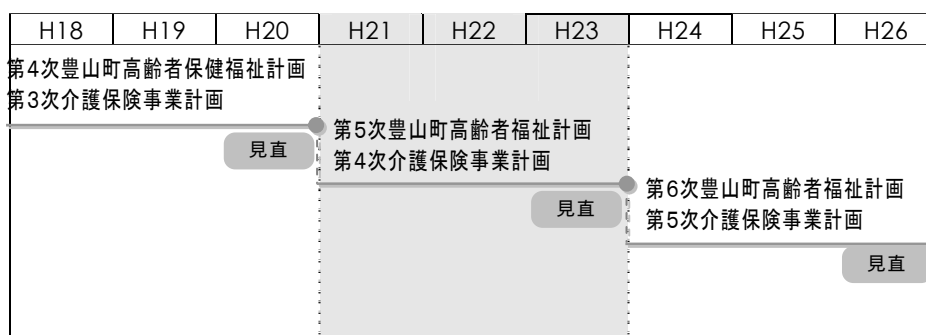
6 計画の性格と役割

本計画は、住民・関係団体・行政等が参加・協力して、本町の保健福祉活動に取り組むための指針です。高齢者を含めた全ての町民や自治会・老人クラブなどの団体、保健・医療・福祉の関係機関、企業、町（行政）等が、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、連携を強化しながら計画の実施を図ります。

7 計画の期間

本計画の期間は、平成 21 年度を初年度とし、平成 23 年度を目標とする 3 年を 1 期とする計画です。また、「2015 年（平成 27 年）の高齢者の姿」を念頭に、長期的視点に立って、平成 26 年度の施設サービスおよび居住系サービスの利用量や基盤整備に関する目標を設定し、そこにいたる中間段階として位置づけたものです。

計画の実施状況を毎年度点検し、課題の分析や必要な対策を講じることになっており、進捗状況を把握し、評価していきます。



第2章 高齢者の現状

1 人口構造

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
総人口	13,791人	13,213人	13,513人	13,001人	13,565人	14,327人
40歳以上人口	4,845人	5,630人	6,214人	6,218人	6,638人	7,008人
比率	35.1%	42.6%	50.0%	47.8%	48.9%	48.9%
65歳以上人口	787人	949人	1,207人	1,531人	2,079人	2,555人
比率	5.7%	7.2%	8.9%	11.8%	15.3%	17.8%
75歳以上人口	265人	375人	427人	511人	709人	877人
比率	1.9%	2.8%	3.2%	3.9%	5.2%	6.1%

資料：国勢調査、住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 要介護認定者の状況

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
要支援1等	18人	12人	15人	9人	22人	24人
要支援2	*	*	*	8人	15人	18人
要介護1	48人	51人	61人	65人	57人	62人
要介護2	44人	55人	51人	51人	61人	80人
要介護3	33人	45人	48人	63人	60人	57人
要介護4	41人	41人	45人	46人	43人	39人
要介護5	30人	31人	41人	43人	38人	41人
合計	214人	235人	261人	285人	296人	321人

第3章 高齢者及び要介護認定者の将来推計

1 高齢者人口の将来推計

表 人口推計

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	14,331人	14,453人	14,561人	14,669人	14,777人	14,885人
40歳以上人口	7,317人	7,448人	7,618人	7,788人	7,958人	8,128人
65歳以上人口	2,674人	2,801人	2,919人	3,037人	3,155人	3,273人
65～74歳	1,706人	1,780人	1,823人	1,866人	1,909人	1,952人
75歳以上	968人	1,021人	1,096人	1,171人	1,246人	1,321人

2 要介護認定者の将来推計

表 要介護認定者の推計

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
要支援 1	26 人	28 人	31 人	32 人	33 人	34 人
要支援 2	18 人	19 人	22 人	26 人	29 人	34 人
要介護 1	66 人	72 人	77 人	82 人	88 人	94 人
要介護 2	73 人	76 人	83 人	90 人	98 人	103 人
要介護 3	71 人	77 人	81 人	87 人	91 人	97 人
要介護 4	47 人	52 人	56 人	57 人	58 人	60 人
要介護 5	41 人	42 人	44 人	46 人	46 人	47 人
合 計	342 人	366 人	394 人	420 人	443 人	469 人

第 4 章 地域ケア体制の推進

1 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターで高齢者の心身の健康保持および生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行い、保健・福祉・医療の向上、権利擁護などさまざまな課題の解決に向けた取り組みを行います。

2 認知症高齢者対策の充実

地域における認知症の理解の促進を図るため、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、地域包括支援センター等で認知症に関する相談やケアについて、専門的な助言、地域の支援体制づくりに努めます。

3 高齢者虐待の防止

高齢者虐待に関する啓発を図るとともに、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、役場福祉課高齢者・介護係に虐待対応の相談窓口があることを周知します。

4 見守り体制の構築

増加が予測される認知症高齢者や被虐待高齢者、ひとり暮らし高齢者など地域住民、ボランティアなど関係機関と連携し、高齢者のファミリーサポートセンターの設立に向け、検討を進めるなど見守り体制の構築に努めます。

第5章 高齢者の生活支援の充実

1 高齢者の生活支援の充実

高齢者が安心して自立した生活を続けていけるように、また、生活の質が確保されるよう要援護高齢者やひとり暮らし高齢者の生活全般にわたる支援を行います。

<高齢者日常生活支援事業>

配食サービス

緊急通報福祉電話等の貸与

火災報知機等日常生活用具の貸与

寝具洗濯乾燥委託の補助

タクシー利用の補助

移送サービスの助成

住宅改修の補助

リフォームヘルパーの派遣

軽度生活支援の補助

家族介護用品の支給

<高齢者日常生活支援事業>（豊山町社会福祉協議会事業）

訪問理美容サービス

大掃除サービス

通院送迎サービス

福祉車両貸出

2 高齢者の生きがいづくりの推進

（1）生涯学習活動の推進

ア 学習活動 イ 豊寿大学

（2）社会活動の促進

ア 老人クラブ イ ボランティア活動

（3）働く機会の確保

ア シルバー人材センター イ 高齢者生きがいセンターの活用促進

3 福祉のまちづくりの推進

（1）福祉コミュニティの形成

（2）人にやさしいまちづくり

ア 防犯・防災対策等の推進

第6章 健康づくりと介護予防の推進

1 健康づくりの推進

健康で生きがいに満ちていきいきと生活する「健康寿命」の延伸が必要です。「とよやま健康づくり 21 計画」と整合を図りつつ、町民の生涯を通じた健康づくりや生活習慣病予防の推進に向けた支援を行います。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) 訪問指導

2 介護予防の推進

要支援・要介護状態となることを防ぐため、日ごろから介護予防に関する意識の向上を図るとともに、要支援・要介護状態になる前の段階から効果的な介護予防事業を推進します。

(1) 介護予防事業

<介護予防特定高齢者施策>

- 特定高齢者把握事業
- 通所型介護予防事業
- 訪問型介護予防事業
- 介護予防特定高齢者施策評価事業

<介護予防一般高齢者施策>

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 介護予防一般高齢者施策評価事業

(2) 包括的支援事業

- 介護予防ケアマネジメント事業
- 総合相談支援事業
- 権利擁護事業
- 包括的・継続的ケアマネジメント事業

(3) 任意事業

- 家族介護支援等事業

第7章 介護サービス基盤整備の充実

1 居宅サービス・介護予防サービス

平成 18 年度から平成 21 年度の過去 3 年間の利用回数の実績の伸びを基礎として、利用意向などを勘案して利用見込みを推計しました。

訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション
 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修 居宅介護支援

2 施設サービス

サービス類型	平成 26 年度推計値	平成 26 年度の目標
介護老人福祉施設	65 人	平成 26 年度における要介護 2～5 の認定者推計値の 37% 以下の 要介護 2～5 307 人 目標値の計算 307 人 × 37% = 113 人
介護老人保健施設（転換分含む）	29 人	
介護療養型医療施設（転換分除く）	0 人	
認知症対応型共同生活介護	9 人	
合計	103 人	

3 地域密着型サービス

介護や支援が必要となっても可能な限り、住み慣れた地域での生活が継続できるようにすることを目的にしたサービスで、平成 18 年 4 月から導入されました。第 3 期計画期間中にはサービス提供には、到りませんでした。平成 20 年度中に認知症グループホームの指定を行い、平成 21 年度から給付費を見込んでいます。また、小規模多機能型居宅介護については、事業参入の打診があったため、整備を進めるための枠としてサービス利用を見込んでいます。夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護については、事業者の参入意欲が低いことから、サービス利用は、見込まないものとします。

4 介護保険事業の円滑な推進

- (1) マンパワーの確保と資質の向上
- (2) 介護給付適正化の推進
- (3) 相談サービス
- (4) 情報の提供
- (5) 苦情への対応

第 8 章 介護保険事業費

1 介護保険事業費の見込み

平成 18 年度、平成 19 年度給付実績及び平成 20 年度見込みの給付伸び率の
平均値 1.055 を第 4 期の各年度における伸び率に換算し見込んでいます。

2 介護保険料基準額の設定

保険料基準額（年額）46,787 円 （月額）3,899 円

【参考】第 3 期 保険料基準額（年額）44,331 円 （月額）3,694 円

第 9 章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国、県との連携はもとより地域における関係
者・事業者との協力を図りながら、関係部局・関係機関との相互の連携・調
整のもとに総合的に施策を展開します。

また、「高齢者福祉計画」における各種施策の実施状況や「介護保険事業計
画」の円滑な運用が図られているかを年度ごとに評価・点検するとともに、
学識経験者や保健・医療・福祉関係者、被保険者となる住民等で構成され
る「豊山町高齢者保健福祉審議会」により、外部からも計画内容の進捗状
況をチェックし、計画に基づく適切な施策の実施を図ります。